令和元年７月１１日
令和元年度第１回介護保険運営協議会
報告事項（４）

低所得者の保険料軽減強化について

１．軽減制度

平成２７（２０１５）年度介護保険制度改正において、消費税の引き上げ分を財源として従来の５割の公費負担とは別枠で公費（ 国１/２、県１/４、市１/４ ）を投入し、低所得者の保険料軽減を強化するしくみが創設されました。

【消費税8%による一部実施】

標準割合	
第１段階	0.50 → 0.45
第２段階	0.75 → 軽減なし
第３段階	0.75 → 軽減なし

【消費税10%による完全実施】

標準割合	
第１段階	0.45 → 0.3
第２段階	0.75 → 0.5
第３段階	0.75 → 0.7

本市の割合（平成 27～30 年度まで）		
第１段階	0.47 → 0.42	保険料差額
	30,350 円 → 27,120 円	△3,230 円

２．今回の軽減内容【令和元年度半年間が消費税率１０%のため半分の水準で軽減】

令和元年１０月の消費税率１０%への引き上げに伴い、令和元年度においては完全実施時の保険料率の半分の水準で軽減することが政令において定められました。

（１）政令で定められた標準割合と本市の割合

	平成 27～30 年度		令和元年度	
	標準割合	市	標準割合	**市**
第１段階	0.45	0.42	0.375	**0.345**
第２段階	0.75	0.65	0.625	**0.525**
第３段階	0.75	0.72	0.725	**0.695**

（参考）完全実施時	
標準割合	市
0.3	0.27
0.5	0.40
0.7	0.67

（２）本市の令和元年度の保険料

	現行		改定後		保険料差額
	保険料率	保険料（年額）	保険料率	**保険料（年額）**	
第１段階	0.42	27,120円	0.345	**22,280円**	△4,840 円
第２段階	0.65	41,970円	0.525	**33,900円**	△8,070 円
第３段階	0.72	46,490円	0.695	**44,880円**	△1,610 円